

佐賀県規則第50号

佐賀県行政手続条例施行規則及び佐賀県聴聞規則の一部を改正する規則

(佐賀県行政手続条例施行規則の一部改正)

第1条 佐賀県行政手続条例施行規則（平成7年佐賀県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分) <u>第1条 略</u>	(不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分) <u>第1条 略</u> <u>(公示の方法による通知の方法)</u> <u>第2条 条例第15条第4項の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> <u>(1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u> <u>(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</u>
<u>第2条・第3条 略</u>	<u>第3条・第4条 略</u>

(佐賀県聴聞規則の一部改正)

第2条 佐賀県聴聞規則（平成6年佐賀県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(聴聞の期日の変更)</p> <p>第3条 法第15条第1項又は条例第15条第1項の通知を受けた者 <u>(法第15条第3項後段又は条例第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、やむを得ない理由があるときは、知事又は法令の規定により知事の権限に属する事務を委任された者(以下「行政庁」という。)に対し、聴聞期日変更申出書(様式第2号)により聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(聴聞の期日の変更)</p> <p>第3条 法第15条第1項又は条例第15条第1項の通知を受けた者 <u>(法第15条第4項後段又は条例第15条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、やむを得ない理由があるときは、知事又は法令の規定により知事の権限に属する事務を委任された者(以下「行政庁」という。)に対し、聴聞期日変更申出書(様式第2号)により聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</u></p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。